

いじめ防止基本方針

(平成26年3月策定 令和6年4月修正)

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 学校の教育活動全般を通じて、すべての児童に「いじめを決して許されない」ことの理解を促し、職員一丸となって取り組んでいくものである。

(2) 心の教育推進委員会

校長、教頭、情報集約担当、養護教諭、学級担任等からなるいじめ防止等の対策のための心の教育推進委員会を設置し、毎月1回（第1・3火曜日）の定期的に実施する。検討が必要な事案については、臨時的に委員会を開催する。

(3) 職員連絡会及び「子どもを語る会」での情報交換及び共通理解

週一回、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

4 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のアンケート」やHyper-QU検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育・人権教育の充実

- 道徳や人権教育の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 「愛の1・2・3運動+1」の取組の日常化

- 児童のがんばり・よさを見つけ、担任に伝える。担任がそのよさを児童に伝える。
- 児童の気になることがあつたら、担任に伝える。担任が、気になることを児童に伝える。
(教育的予防)

(4) 相談体制の整備

- Hyper-QU検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 児童と向き合う時間を十分確保し、児童一人一人の理解に努めるために、日課を工夫し年間2回、1回あたり5日の期間で教育相談を位置づける。学級担任（必要に応じて担任外）が相談を行い、他の児童については、補充学習の時間とし他の職員が当たる。
(6月、11月)

- 情報集約担当を相談員とし、相談体制を構築し、気軽に相談できる環境を整備する。

(5) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

- (6) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を年度当初及び定期的に行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。
- (7) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - 中学校や保育所と情報交換や交流学習を行う。

5 いじめ早期発見のための取組

- (1) 保護者との連携
 - 学級懇談会や家庭訪問を活用し、保護者のいじめ防止に対する取組についての理解を図るとともに情報集約担当者の明示及び相談窓口を周知し、いじめの早期把握に努める。
保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会や中学校、発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 学校独自のアンケート（月1回）等の実施・教育相談（学期1回）の実施
 - 1学期はHyper-QUテスト（5月）「心の絆を深めるためのアンケート」（6月）、2学期は「心のアンケート」（11月）、3学期は、Hyper-QUテスト（1月）を実施する。アンケートをもとに、一人一人の児童と担任（必要に応じて養護教諭等）が直接話をすることで、児童の思いをくみ取る。
- (3) ノート・日記指導
 - 児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

6 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに情報集約担当者に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、心の教育推進委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

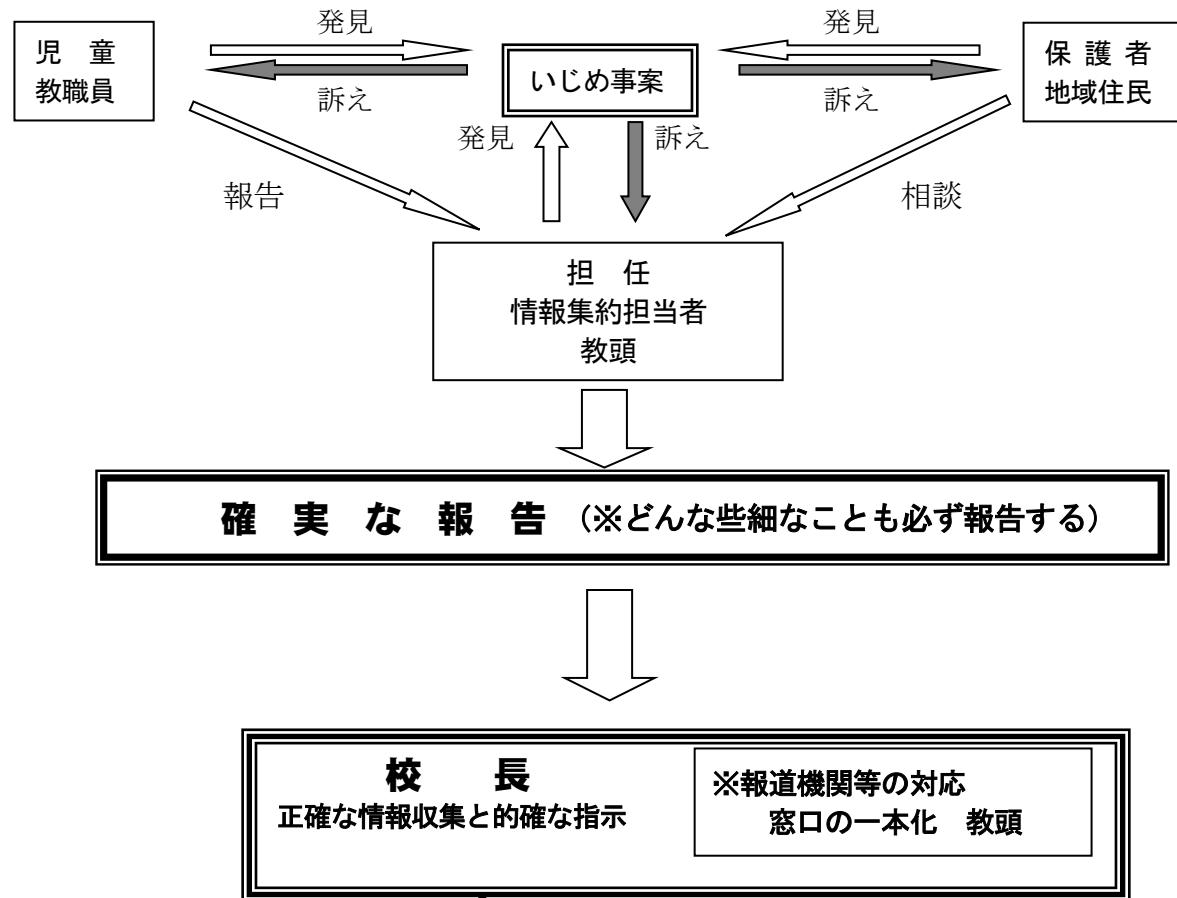
7 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推（2）重大事態への対処」）
- 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめ対応マニュアル（対応の手順）

芦北町立湯浦小学校

※ 基本姿勢：情報集約担当を中心とした指導体制の下で、全職員が組織的に指導にあたる。



心の教育推進委員会（毎月2回（第1・3火曜日及び臨時））

- 日ごろからの指導の徹底と実態把握（アンケート・教育相談）
- 迅速かつ正確な情報収集
 - ・いじめられた児童の立場で（秘密保持の確認）
 - ・複数で聞き取り、記録を取る
- 的確な指示と早期対応
 - ・あせらずに対応を検討する
 - ・関係機関へ早めに相談する
- 情報集約担当を中心に組織でいじめの状況と対応を確認し、意思統一を図る
 - ・情報源を明かさない ・話し方、接し方を統一する
- 一人ではなく、チームで指導・対応に当たる
 - ・信頼関係の重視 ・抑圧的指導は厳禁
- 指導後も状況を把握し、再発しないよう見守る（いじめ解消状態の確認）

関係機関との連携

- 早めの相談と連携
 - ・芦北町教育委員会 87-1171
 - ・芦北教育事務所 82-4030
 - ・芦北警察署 82-3110
 - ・その他の機関

被害児童及びその保護者への対応	加害児童への指導	傍観者・全校への指導	保護者への対応	地域への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・情報集約担当及び担任を中心には教頭、校長 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報集約担当及び担任を中心に 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報集約担当及び各担任 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報集約担当及び担任教頭、校長 	<ul style="list-style-type: none"> ・教頭 ・校長